

【協議事項①】 令和 7 年度福津市国民健康保険税率等について

1 「仮算定に基づく納付金の算定及び標準保険料率」算定結果

	令和 6 年度（本算定）	令和 7 年度 仮算定	対前年度比較
被保険者数	11,509 人（一般）	11,471 人（一般）	△38 人
一般納付金（医療分）	1,176,379,332 円	1,157,654,383 円	△18,724,949 円
後期高齢者支援金等納付金	416,371,402 円	406,043,614 円	△10,327,788 円
介護納付金	127,322,019 円	131,456,838 円	4,134,819 円
納付金（合計）	1,720,072,753 円	1,695,154,835 円	△24,917,918 円

【R7 年度納付金の仮算定の結果から】

- ・県全体の算定において、保険給付費（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各区分の歳出額が減少している。
- ・県内の保険料統一化に向けて、令和 7 年度の納付金算定から、医療費指数（ α ）を毎年度 0.1 ずつ縮小させていく。このことに伴って保険料の急激な上昇を抑えるための緩和措置あり。
 - 納付金の増加及び減少に対する緩和措置（市町村間の分かち合い）【納付金に反映】
 - 県財政安定化基金活用による納付金増加市町村への緩和措置【納付金に反映】
 - 納付金額増加市町村への特別交付金（県繰入金 2 号分）の交付【令和 7 年度に交付】
- ・一人当たりの納付金は、緩和措置が適用された結果、147,777 円となった。（令和 6 年度本算定時：149,455 円と比べて 1,678 円の減）
- ・福岡県の一人当たりの保険給付費は、令和 3 年度以降、高い状況で推移しており、令和 3 年度においては納付金との乖離があったため、令和 4 年度以降、県国民健康保険特別会計の財源不足にならないよう算定されている。令和 7 年度以降も一人当たりの保険給付費は伸びていくことが見込まれ、令和 7 年度納付金が算定されている。
- ・福岡県の国保特別会計の決算剰余金について、一人当たりの納付金額に大幅な増加が見込まれる場合、納付金減算のための財源として活用することとなっており、令和 6 年度については、本算定において、一人当たり納付金額の大幅な増加を抑えるために県の決算剰余金が活用された。令和 7 年度の仮算定結果においては、県平均の一人当たり納付金額は、前年度から 608 円（0.4%）の増加にとどまっており、単年度増加額（率）の直近 3 年分の平均値である 5,104 円（3.7%）と比較しても、「大幅な増加」には該当しないとして、納付金減算には活用しない方針となっている。

（令和 7 年度国保事業納付金の仮算定結果資料より抜粋）

2 令和7年度保険税等収納額の見込み

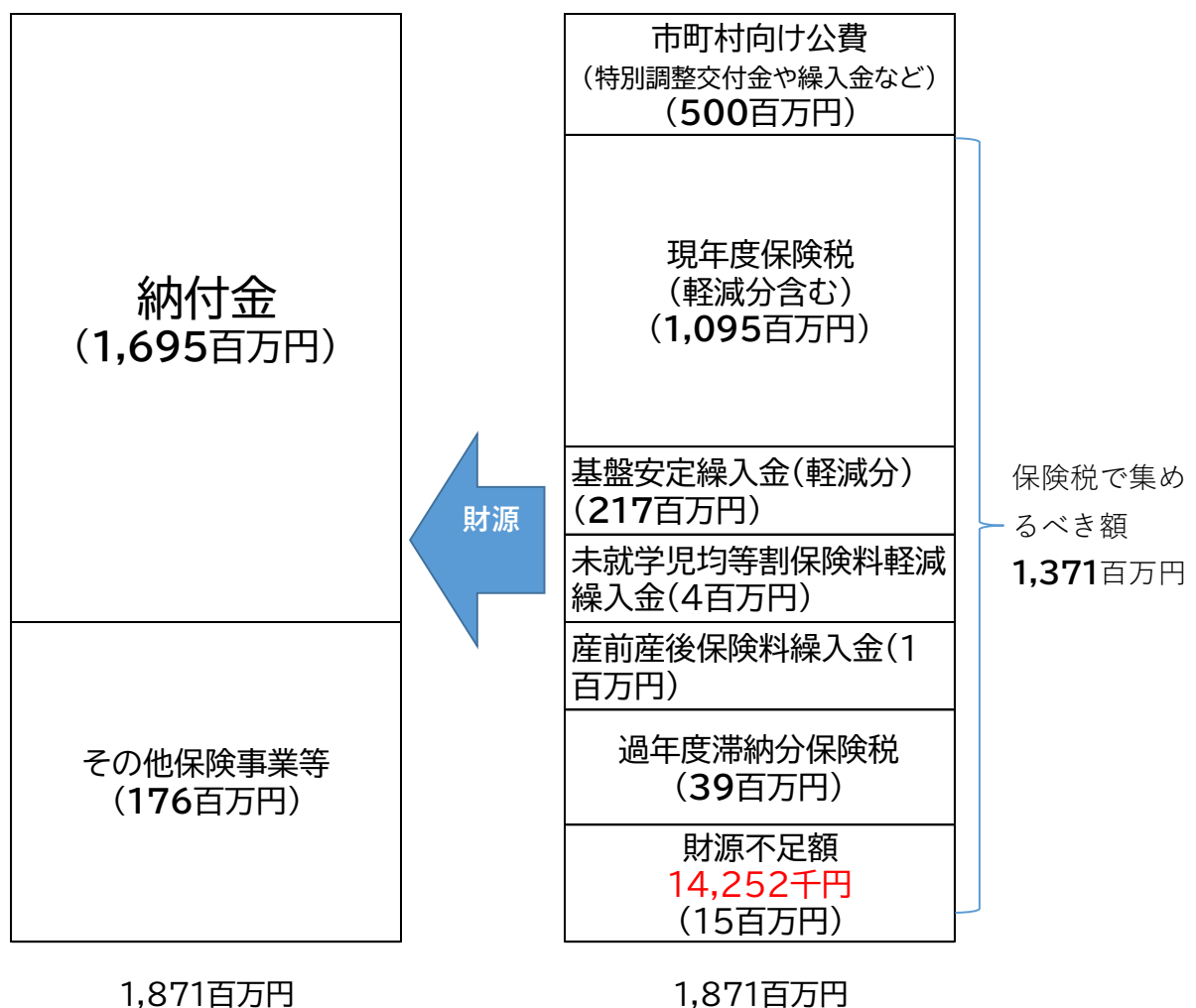
令和7年度の現年度分の保険税収入は、仮に保険税率を据え置いた場合、令和6年度10月末の調定額と今後の被保険者数の減少を見込んで、それらをもとに試算した結果、10億9,473万9千円の見込みである。

軽減分を含めた保険税収入全体は、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）2億1,729万3千円、未就学児均等割保険料繰入金3,560千円、産前産後保険料繰入金1,012千円を加算し、約13億5,587万9千円の見込みである。

納付金等を賄うための保険税収納必要額が約13億7,013万1千円となる見込みであるため、差引 **約1,425万2千円の財源不足**が生じる見込みである。

令和6年度の保険税率を据え置いた場合

【令和7年度 納付金と保険税の関係】



3 県単位化（平成 30 年度）以降の本市の保険税率と基金積立てについて

平成 30 年度の県単位化に伴い、福津市では、保険税率の改正を平成 30 年度と令和 2 年度に行った。

福津市では、平成 29 年度以降、決算補填のその他繰入（赤字繰入）は行っていない。令和 2 年度の税率改正は、単年度の保険税見直しではなく、令和 2・3 年度の 2 年間を見込んでの保険税改正としていた。その後、保険税率等は据え置いているものの、令和 5 年度決算においても、黒字で基金に積立てを行っている。

基金積立総額

各年度末	H 2 9	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4	R 5
国保特別準備基金残高 (千円)	17,656	36,124	46,653	53,274	152,000	176,063	264,073

令和 7 年度の納付金に対して、令和 6 年度の保険税率を据え置いた場合、試算の結果として、全体としては 1,425 万 2 千円不足する見込みであるが、基金の積立額の状況を考えると、全額基金から補てんすることが可能である。

納付金に対する財源不足額の内訳としては、医療分としては 27,671 千円余剰、後期高齢者支援金分としては 30,072 千円の不足、介護納付金分としては 11,851 千円の不足と見込んでいる。

県全体で試算し、示された納付金に対して、福津市の税率設定で試算すると、結果として、医療分に余剰額が生じ、後期高齢者支援金分と介護納付金分に不足額が生じる。

この 3 区分ごとの保険税額と保険税収納必要額に大きな差があることは、県内の保険料率水準統一時に、保険税の急激な負担の増加が、一部の人に発生する可能性があるため、県が示す 3 区分の納付金額の割合に近づけていくことが望ましい。

そのため、本市の保険税率等の 3 区分について、余剰が生じている医療分は減少、不足が生じている後期高齢者支援金分と介護納付金分は増加させ、過不足を調整する場合の税率等見直しの試算を行った。

試算結果として、全体の財源不足見込み額は増加するが、各区分の不足額の割合は、県の算定する納付金の配分割合に近づけることができる。

保険税収納必要額全体をR7事業費納付金仮算定で按分

医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
1,157,654,383	406,043,614	131,456,838	1,695,154,835

令和6年度の税率を据え置いた場合

(単位:千円)

		医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
保険税	現年度分	776,233	241,927	76,579	1,094,739
	過年度分	27,213	8,271	3,791	39,275
	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)※1	156,431	46,870	13,992	217,293
	未就学児均等割保険料軽減繰入金	2,739	821	0	3,560
	産前産後保険料軽減繰入金	744	229	39	1,012
	計	963,360	298,118	94,401	1,355,879
	保険税収納必要額 ※2	935,689	328,190	106,252	1,370,131
財源不足額		27,671	▲ 30,072	▲ 11,851	▲ 14,252

医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の税率等を見直した場合

(単位:千円)

		医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
保険税	現年度分	776,233	241,927	76,579	1,094,739
	過年度分	27,213	8,271	3,791	39,275
	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)※1	156,431	46,870	13,992	217,293
	未就学児均等割保険料軽減繰入金	2,739	821	0	3,560
	産前産後保険料軽減繰入金	744	229	39	1,012
	R6年度の税率を据え置いた場合 計	963,360	298,118	94,401	1,355,879
	税率等を見直した場合	922,705	312,773	95,553	1,331,031
保険税収納必要額 ※2		935,689	328,190	106,252	1,370,131
財源不足額		▲ 12,984	▲ 15,417	▲ 10,699	▲ 39,100

※1 保険基盤安定繰入金：低所得者への保険税軽減分を一般会計から補てん（法定内）

※2 保険税収納必要額：納付金等を賄うための保険税必要額（その他繰入金を補てんしない前提）

4 今後の保険税について

<国保を取り巻く状況>

- 物価高騰による厳しい経済状況が継続している。
- 国保被保険者数の減少が見込まれるため、保険税算定において調定額・収納額が減少する見込み。
- 国保の被保険者数は減少傾向にあるが、70 歳以上の被保険者数の割合が増加し、一人当たり保険給付費は今後も伸びていく見込み。
- 団塊の世代が令和 4 年度以降、後期高齢者医療制度に移行している。
- 令和 6 年 4 月に後期高齢者制度の負担率が見直された。
- 令和 4 年 10 月以降、被用者保険の適用拡大（短時間労働者に健康保険適用）のため年金受給前である若年者の被保険者数の減少が続いている。
- 令和 4 年 4 月から、未就学児の均等割軽減（5 割軽減）の制度が導入された。
- 令和 5 年 4 月から、出産育児一時金が 50 万円に増額された（令和 4 年度は 42 万円）。
- 令和 6 年 1 月から、出産する被保険者の産前産後に該当する期間の保険税免除制度の開始された：出産の前月から出産の 2 カ月後までの 4 か月間（多胎の場合は 3 月前からの 6 か月間）の保険税を減額する。

<福津市の現状>

- ・令和 2 年度の改定時は、単年度ごとの保険税見直しではなく、令和 2、3 年の 2 年間を見込んでの保険税率の見直しを行っていた。
- ・長引く新型コロナウイルス感染症の影響から物価上昇等の影響による経済的にも厳しい状況が継続しているため、令和 4 年度・令和 5 年度・令和 6 年度においては、保険税率を据え置きとした。
- ・令和 7 年度以降は単年度ごとに保険税率等の見直しを行うこととしている。
- ・令和 6 年 1 2 月時点における令和 6 年度の決算見込みとしては、基金の取り崩しは不要となる見込み（※保険給付費や国・県交付金の金額が未確定であるため、予算上の見込み）。
- ・被保険者数は減少していくが前期高齢者の割合は今後も高い状態で推移する見込み。
- ・1 人当たり保険給付費の高い状態は継続するが、被保険者数の減少から保険給付全体としては減少する見込み。
- ・県が算定して示す納付金について、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各区分の割合に対して、福津市の現行の税率等では、各区分の配分に乖離があるため、県内の保険料率統一化に向けて、県の示す配分に近づけていく必要がある。

以上のことから、令和 7 年度の保険税率等については、2 つの案を検討したい。

【保険税率等の案】

1 現行の保険税率等を据え置く場合

令和7年度の保険税率について、保険税率等は据え置きとし、各区分の見直しは行わない。

＜財源不足見込み額：およそ 1,400 万円＞

2 保険税率等について各区分の配分を見直す場合

改定案（1）

令和7年度の保険税率について、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の配分を調整するため、税率等を見直す。医療分を減額し、後期高齢者支援金分、介護納付金分を増額させる。

＜財源不足見込み額：およそ 3,900 万円＞

【現在の保険税率（R2～R6）】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割（％）	8.00	2.50	2.20
均等割（円）	26,700	8,000	13,100
平等割（円）	26,700	8,000	-

【各区分の割合を見直す案】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割（％）	7.80	2.50	2.20
均等割（円）	25,000	9,000	13,500
平等割（円）	25,000	9,000	-

青字：減額 赤字：増額